

○北海道警察生活安全専従員任用要綱の制定について

令和6年1月9日
道本生企第3535号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
みだしのことについては、これまで「北海道警察生活安全専従員任用要綱の制定について」（平29. 8. 4道本生企第1667号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、各種通知方法、様式等の見直しを行い、改めて別添のとおり「北海道警察生活安全専従員任用要綱」を定めたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

北海道警察生活安全専従員任用要綱

第1 目的

この要綱は、新たに生活安全警察業務に専従する巡查部長又は巡查の階級にある警察官（以下「生活安全専従員」という。）の選考、教養、任用等について必要な事項を定め、もって適正な生活安全専従員の任用及び資質の向上を図ることを目的とする。

第2 選考基準

生活安全専従員適任者は、巡查部長又は巡查の階級にある警察官のうちから、次に定める基準に従い選考する。

- (1) 生活安全警察業務に専従する意欲と適格性を有していること。
- (2) 巡查の階級にある警察官にあっては、採用時教養を修了していること。

第3 適任者の推薦

1 推薦時期

生活安全部長は、生活安全専従員任用教養予定人員、教養実施計画等を勘案して推薦人員、推薦の時期等を指定の上、各所属長に適任者の推薦を指示するものとする。

2 所属長の推薦

所属長は、第2の選考基準に合致すると認められる所属警察官のうち、勤務態度及び個々面接を通じ、生活安全警察への適性を総合的に勘案して生活安全専従員として適任と認められる者を選び、生活安全専従員任用候補者推薦書（別記第1号様式。以下「推薦書」という。）を作成し、生活安全部長に上申（札幌方面以外の方面にあっては、当該方面本部の生活安全課を経由）するものとする。

第4 任用教養の実施

生活安全部長は、所属長から上申のあった者の中から、業務実績、所属長意見などを総合的に検討の上適任者を選考し、生活安全専従員として必要な基礎的知識及び技能を習得させるため、次に掲げる教養を行うものとする。

- (1) 警察学校生活安全任用科教養
- (2) 警察署実務研修

第5 生活安全専従員任用予定者の決定等

1 生活安全専従員任用予定者の決定

生活安全部長は、原則、第4に掲げる教養を修了した者について、教養期間中の研修状況を総合的に検討の上、生活安全専従員任用予定者（以下「任用予定者」という。）を決定するものとする。

2 生活安全専従員任用予定者管理簿への登録

警察本部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）は、前項により決定した任用予定者を生活安全専従員任用予定者管理簿（別記第2号様式。以下「管理簿」という。）に登録し、その旨を関係所属長に通知するとともに、管理簿のうち関係する箇所を当該所属と共有するものとする。

3 任用予定者の異動等の報告

所属長は、任用予定者が次に掲げる事由に該当することとなった場合は、速やかに生活安全企画課長に報告するものとする。

(1) 生活安全専従員に任用したとき。

(2) 生活安全部門以外の部門（総務部門、警務部門及び地域部門を除く。）の専従員に任用したとき。

(3) 警部補に昇任したとき。

(4) 退職したとき。

(5) 心身の故障、本人が生活安全専従員としての任用を希望しなくなったときなど、専従員として任用することが適当でないと認めたとき。

(6) 人事異動により他の所属に異動するとき。

4 異動等に係る管理簿への記載等

生活安全企画課長は、前項による報告を受けたときは、管理簿に必要事項を記載するものとし、前項(6)の事由による場合は、異動先の所属等を管理簿に記載するとともに、速やかに異動先の所属長に通知するものとする。

5 任用に係る検討及び検討結果の報告

異動の通知を受けた所属長は、当該任用予定者を生活安全専従員に任用するか、又は継続して任用予定者とするかを検討するものとし、その結果を生活安全企画課長に報告するものとする。

前記報告を受けた生活安全企画課長は、管理簿に必要事項を記載するものとする。

第6 生活安全専従員の任用

1 任用予定者からの任用

所属長は、新たに巡查部長又は巡查の階級にある警察官を生活安全専従員に任用する場合は、任用予定者の中から任用するものとする。

2 任用の特例

所属長は、所属に任用予定者がいない場合には他の適任者を任用できるものとするが、その場合は、任用後速やかに任用教養を受けさせなければならない。ただし、警察署実務研修の実施は要しない。

第7 警務部長への報告

生活安全部長は、管理簿により任用予定者の登録状況を警務部長に報告するものとする。

第8 委任

生活安全部長は、この要綱の実施に関し、必要な細目を定めることができる。

第9 事務処理

この要綱に関する事務は、警察本部生活安全企画課において処理するものとする。

※ 別記様式は省略